

杉並区男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和4年度実績）（案）

1.調査の目的

男女共同参画行動計画の進捗状況を明らかにし、各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、毎年度における同計画の進捗状況を点検・評価し、区民に公表する。

2.対象事業

| 取組方針・取組項目 | No. | 事業名 | ページ |
|---|-----|----------------------|--------------|
| 取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する | | | |
| 取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進 | 1 | 男性の家事・育児支援講座 | <u>4</u> |
| | 2 | パパと遊ぼう | <u>5</u> |
| | 再掲 | (No.3の一部) 出産育児準備教室 | 5 |
| 取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実 | 3 | 安心して妊娠・出産ができる環境の整備 | <u>6~8</u> |
| | 4 | 産後における母子支援の充実 | <u>9</u> |
| | 5 | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | <u>10~13</u> |
| | 6 | 地域における子育て支援体制の充実 | <u>14~15</u> |
| | 7 | 保育施設等の整備・充実 | <u>16</u> |
| | 8 | 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 | <u>17~18</u> |
| | 9 | 学童クラブの整備・充実 | <u>19</u> |
| | 再掲 | (No.49) 特定不妊治療費の助成 | 19 |
| | 再掲 | (No.50) 不妊相談 | 19 |
| 取組項目③ 介護者支援の充実 | 10 | 家族介護者支援事業の充実 | <u>20</u> |
| | 11 | 介護における心の相談 | <u>21</u> |
| | 12 | ダブルケア等の支援 | <u>22</u> |
| 取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進 | 13 | ワーク・ライフ・バランスセミナー | <u>23</u> |
| | 14 | 事業所への働き方改革に関する情報提供 | <u>24</u> |
| | 15 | 子育てを応援する企業・事業所の取組推進 | <u>25</u> |
| | 16 | 総合評価方式による入札 | <u>26</u> |
| | 17 | 一般事業主行動計画の策定等支援 | <u>27</u> |
| 取組項目⑤ 就労支援の充実 | 18 | 女性の再就職支援の推進 | <u>28</u> |
| | 19 | 創業支援 | <u>29</u> |
| | 20 | ひとり親の就業支援 | <u>30</u> |

| 取組方針・取組項目 | No. | 事業名 | ページ |
|---|-----|-------------------------|--------------|
| 取組方針 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する | | | |
| 取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進 | 21 | 区役所における女性活躍の推進 | <u>31</u> |
| | 22 | 事業所における女性活躍の推進 | <u>32</u> |
| 取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進 | 23 | 区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進 | <u>33</u> |
| | 24 | 多様な区民参加手法の推進 | <u>34</u> |
| 取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進 | 25 | 地域防災における男女共同参画の推進 | <u>35</u> |
| | 26 | 防災会議における男女共同参画の推進 | <u>36</u> |
| | 27 | 女性のための防災講座 | <u>37</u> |
| 取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する | | | |
| 取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発 | 28 | 男女平等推進センター啓発講座 | <u>38</u> |
| | 29 | 男女平等推進センターにおける情報・資料提供 | <u>39</u> |
| | 30 | 男女共同参画啓発講座 | <u>40</u> |
| | 31 | 性的少数者に対する理解の促進 | <u>41</u> |
| | 32 | 地域団体への男女共同参画の意識づくり | <u>42</u> |
| 取組項目⑩ 学校教育等における男女共同参画の啓発 | 33 | 学校における男女平等教育の推進 | <u>43</u> |
| | 34 | 教職員に対する人権教育研修 | <u>44</u> |
| 取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する | | | |
| 取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供 | 35 | 配偶者暴力等防止啓発活動の推進 | <u>45</u> |
| | 36 | 若年層に対する暴力防止教育の推進 | <u>46</u> |
| | 37 | 女性に対する暴力防止講座 | <u>47</u> |
| 取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実 | 38 | DV 専用ダイヤル | <u>48</u> |
| | 39 | あらゆる暴力・女性の問題に対する相談 | <u>49</u> |
| | 40 | 母子・女性・家庭相談 | <u>50</u> |
| | 41 | 子どもと家庭の相談 | <u>51</u> |
| 取組項目⑬ 配偶者暴力など被害者支援と各種連携の強化 | 42 | 配偶者暴力相談支援センターの運営 | <u>52</u> |
| | 43 | DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 | <u>53~56</u> |
| | 44 | 母子生活支援施設への入所等支援 | <u>57</u> |
| | 45 | 各種関係機関・庁内関係各課との連携 | <u>58</u> |

| 取組方針・取組項目 | No. | 事業名 | ページ |
|----------------------------|------------------------------|---------------------|--------------|
| 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する | | | |
| 取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実 | 46 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス | <u>59</u> |
| | 47 | ひとり親家庭相談 | <u>60</u> |
| 取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり | 48 | 心の健康づくりの推進 | <u>61</u> |
| | 49 | 特定不妊治療費の助成 | <u>62</u> |
| | 50 | 不妊相談 | <u>63</u> |
| | 51 | 子宮頸がん・乳がん検診 | <u>64</u> |
| 取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実 | 52 | 男女平等推進センター相談事業 | <u>65</u> |
| 計画の推進に向けて | 1 | 特定事業主行動計画の推進 | <u>66</u> |
| | 2 | 在宅勤務型テレワークの推進 | <u>67</u> |
| | 3 | ハラスメント防止体制の推進 | <u>68</u> |
| | 4 | 男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進 | <u>69～70</u> |
| | 5 | 性的少数者に対する理解の促進 | <u>71</u> |
| 参考資料 | 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計 | | <u>74～75</u> |
| | 杉並区における意思決定過程への女性参画状況 | | <u>76</u> |

3 各取組の進捗状況(担当課評価)

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する(20事業)

〈基本的な考え方〉

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目① 男性の家事・育児への参画促進(2事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|---|-------------|-------|-------|--------|
| 家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度となっている割合 (男女共同参画に関する意識と実態調査) | 25.7% | 40.0% | 45.0% | 50.0% |

| | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 男性の家事・育児支援講座【新】 | 男女共同参画担当 |
|---|-----------------|----------|

(1)事業の概要

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等による企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------|----|-------------|--------------|--------------|
| ①「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座数 | 計画 | ① 1 講座②50 人 | ① 2 講座②120 人 | ① 2 講座②134 人 |
| ②「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座の参加者数 | 実績 | ① 1 講座②11 人 | ① 2 講座②76 人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

NPO 法人 2 団体の企画・運営により、「妊娠・出産前のパパ教室」、「炊飯器で料理!お父さんのホメられ時短メシ」をテーマとした講座を開催した。「炊飯器料理」は、父親と子どもがペアで料理を行い、参加した父親から、「親子のコミュニケーションを図ることができた」「日常の家事軽減につながった」等の声が寄せられ大変好評であった。「妊娠・出産前のパパ教室」は参加者同士の貴重な情報交換の場となり、15名の参加者を得た。より多くの参加者が得られるよう、講座の周知方法を工夫していく。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き男性が取得する育休の意義、活用法等の知識を学ぶ講座や料理教室などの実践的な講座の開催を通して、男性の家事・育児への参加を促す。また、広報すぎなみやチラシの作成・配布、SNS への投稿等さまざまな広報媒体を活用して講座の周知を行い、より多くの区民の方、特に子育て世帯の方の参加が得られるよう努める。 | |

| | | |
|---|-----------|--------|
| 2 | パパと遊ぼう【新】 | 児童青少年課 |
|---|-----------|--------|

(1)事業の概要

子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 「パパと遊ぼう」の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

すべての子ども・子育てプラザ(6か所※)で実施している「パパと遊ぼう」は、全216回開催し、延べ5,279人の参加があった。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことを受け、子ども・子育てプラザにおいても通常運営を再開した。引き続き、本事業を含め、地域で子育て家庭を見守り、子どもの健やかな育ちを支援していくための取組をより一層強化していく必要がある。

※令和4年度時点

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>子ども・子育てプラザを含む子どもの居場所づくりの方針は、これまでの児童館再編の取組の検証結果を踏まえ、区民の声を聴きながらより良い子どもの居場所のあり方を検討し、決定することとしているが、それまでの間においても、子ども・子育てプラザでは「パパと遊ぼう」を含むプログラムの実施など、事業の充実を図る。</p> | |

| | | |
|------|-------------------------|---------------------|
| 【再掲】 | 事業 No3 の一部 出産育児準備教室(P7) | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
|------|-------------------------|---------------------|

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実(7事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|------------------------------------|-------------|-------|-------|--------|
| 子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 (区民意向調査) | 74.5% | 79.0% | 82.0% | 85.0% |

| | | |
|---|-------------------|---------------------|
| 3 | 安心して妊娠・出産できる環境の整備 | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
| | ①ゆりかご面接 | |

(1)事業の概要

全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|-----|--------|--------|-------|
| ゆりかご面接を受けた妊婦の 数 | 計画※ | 4,483人 | 4,151人 | 実施 |
| | 実績 | 4,432人 | 4,128人 | |

※計画値は妊娠届出者数を掲載

(3)令和4年度の成果と課題・分析

ゆりかご面接は、対面での相談に加え、新型コロナウイルス感染症により外出や対面相談に不安のある妊婦や安静指示がある妊婦の方にはオンラインによる面接を実施した。その結果、面接率（妊娠届出者数に対する割合）は99.4%で前年より0.5%増加した。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、ゆりかご面接で情報提供や相談対応を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図る。 | |

| | | |
|---|-------------------|---------------------|
| 3 | 安心して妊娠・出産できる環境の整備 | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
| | ②出産育児準備教室 | |

(1)事業の概要

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------|----|-------|-------|-------|
| パパママ学級受講率 (受講者実人数÷2÷第1子出生数) | 計画 | 57.0% | 56.0% | 57.0% |
| | 実績 | 49.8% | 61.6% | |

※第一子の出生数に対する受講者の割合（対象は初産婦）

(3)令和4年度の成果と課題・分析

出産育児準備教室は、体調不良等で対面学級に参加できなかった方が自宅等で受講できるよう休日オンライン学級を開始し、パパママ学級受講率は令和3年度から11.8%増加した。今後、感染症対策で減らしていた定員数の増加や受講者の意見要望を反映した内容への見直しなど、充実した教室運営が求められている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| 感染症対策に配慮しつつ、定員数を増加することで、より多くの対象者が受講できるようにする。また、教室の内容について、受講者等の意見要望を反映した内容への見直しを行い、充実した教室運営に努めていく。 | |

| | | |
|---|-------------------|---------------------|
| 3 | 安心して妊娠・出産できる環境の整備 | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
| | ③妊産婦健康診査等 | |

(1)事業の概要

妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施する。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 妊婦健康診査受診率 (1回目受診者数÷受診票交付者数) | 計画 | 96.5% | 96.5% | 96.5% |
| | 実績 | 95.4% | 96.1% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

近年の妊娠届出数の減少により、令和4年度妊婦健康診査の受診票交付者数は4,151人で前年度の4,483人からさらに減少した。一方で、都内で受診した1回目の妊婦健康診査の受診率は96.1%で前年よりわずかに高くなっており、引き続き、妊娠届出をした全妊婦に実施する「ゆりかご面接」において健診の重要性を説明し受診勧奨を行う。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|--|----|
| <p>妊娠届出者数が減少傾向にあることに伴い、妊婦健康診査受診票交付者数も減少していくことが予想される。妊娠届出時に行うゆりかご面接等、妊娠初期からの受診勧奨により、健診受診率は今後も高い水準で推移していくものと見込んでいる。令和5年度から多胎妊婦に対し、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した場合の費用の一部助成を実施し、また、妊婦超音波検査の受診票による助成回数を1回から4回に拡充する。引き続き産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の早期発見にも努め、適切な支援につなげていく。</p> | |

| | | |
|---|---------------|---------------------------------|
| 4 | 産後における母子支援の充実 | 地域子育て支援課 子ども家庭支援課 保健サービス課 |
|---|---------------|---------------------------------|

(1)事業の概要

母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------------|----|---|--|-------|
| 産後ケア事業 要支援家庭産後ケア事業 利用者数(延) | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | <u>産後ケア事業</u> 宿泊型：124人 日帰り(個別)：96人 日帰り(少人数)：297人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：17人 デイ：218人 母子訪問：683人 | <u>産後ケア事業</u> 宿泊型：256人 日帰り(個別)：449人 日帰り(少人数)：905人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：40人 デイ：232人 母子訪問：766人 | / |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

産後ケア事業は、令和3年度から生後6か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため医療機関等への委託により実施している。利用者負担額、利用回数の見直し等により利用者数が令和3年度と比較し大幅に増加した。利用者数の増加に伴い業務の効率化及びケアの質の確保が求められている。

要支援家庭産後ケア事業は、心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の取得等を図るため、ショートステイ・デイケア及び訪問により適切な支援を実施した。メンタル不調の産婦が増えており、医療機関との連携が課題になっている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|--|----|
| <p>産後ケア事業は、対象者の拡大及び利用料金の見直しを行い、引き続き宿泊型及び日帰り型(個別・少人数)による産後ケアを実施し、母体の休養や育児不安の軽減、育児手技の習得等の支援を行う。</p> <p>要支援家庭産後ケア事業は、引き続き支援が必要な母子を対象に、ショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケアを実施し、母体の休養や育児不安の軽減、育児手技の習得等の支援を行う。</p> | |

| | | |
|---|----------------------|----------|
| 5 | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 |
| | ①ファミリー・サポート・センター事業 | |

(1)事業の概要

短時間の子どもの預かりや保育園等への送迎等、子育て支援が必要な利用会員と、支援ができる協力会員による相互援助活動を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|
| 援助活動率 (活動回数÷依頼件数) | 計画 | 100% | 100% | 100% |
| | 実績 | 85.2% | 87.4% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

仕事を持つ女性が増えている中、乳幼児や児童の預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたいという人との相互援助活動事業として平成12年度に事業を開始した。令和4年度の会員数は利用会員が933名（前年度比△117名）、協力会員229名（前年度比△15名）、両方会員2名となっている。会員確保に向けての取組として、平成31年度から隣接区市在住者まで拡大しているが、地域偏在があり十分な確保が困難な状況が続いているほか、会員の高齢化も進んでいる。今後も引き続き様々な機会を捉え、協力会員の確保を図っていく。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| ファミリー・サポート・センター事業は区民のニーズを把握し、委託先の社会福祉協議会と協議しながら協力会員の増員を図るとともに、研修内容を充実させるなど事業の充実に努めていく。 | |

| | | |
|---|----------------------|----------|
| 5 | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 |
| | ②訪問育児サポーター事業 | |

(1)事業の概要

0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修をうけた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|-------|-------|-------|
| 訪問育児サポーター利用人数 | 計画 | 200人 | 200人 | 150人 |
| | 実績 | 93人 | 85人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

訪問育児サポーターの利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響等で令和4年度は85人と減少したが、利用者からは実家の支援が受けられない等の孤立しがちな家庭で育児の助言を受けることができるなど大変有意義だったという声があり、子育ての不安や負担感の軽減に役立っている。一方で、活動できるサポーターが減少しており、新規のサポーター養成が課題となっている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>訪問育児サポーター事業は、利用者の満足度が高い事業である一方、利用者数は減少傾向にある。そのため、必要な家庭にサービスが利用されるよう、効果的な周知方法を検討する。また、サポーター養成について、委託先の杉並区福祉協議会と協議し、サポーターの質の向上と増員を図ることで、利用者が必要なときに適切なサポートを受けることができるよう努める。</p> | |

| | | |
|---|----------------------|----------|
| 5 | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 |
| | ③一時預かり事業 | |

(1)事業の概要

子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、乳幼児の一時預かりを実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----|----------------|----------------|----------------|
| ①一時預かり事業年間延べ利用者数 ②年間利用稼働率 (ひととき保育及び子ども・子育てプラザ内一時預かり事業の年間利用総時間÷年間稼働総時間) | 計画 | ①19,200人②60.0% | ①16,300人②60.0% | ①19,000人②60.0% |
| | 実績 | ①20,904人②43.0% | ①17,437人②45.6% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度は、ひととき保育が3所閉所したこともあり、延べ利用人数は令和3年度より3,467人減少したが、年間稼働率は令和3年度が43.0%であったのに対し45.6%と上昇した。また、一時預かり事業の保育者の質の向上を図るため、「保育環境に安心・安全をつくる視点と工夫」というテーマで研修を実施し、50名の参加があった。しかし、年間稼働率はいまだ目標の60%には及んでいないことを踏まえ、乳幼児の保護者がより利用しやすいサービスにするため、工夫や今後の在り方を検討していく必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、子育て中の保護者が利用しやすいサービスになるよう検討をする。また、一時預かりならではのテーマや今までの研修を生かすことができるようなテーマでの研修を定期的に行い、保育の質の確保に努める。 | |

| | | |
|---|----------------------|----------|
| 5 | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 |
| | ④子育て応援券事業 | |

(1)事業の概要

「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高めることにより、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域をつくることを目的として、民間事業者等が実施する子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の子育て世帯と妊産婦に交付する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----|-------|-------|-------|
| 子育て応援券交付当該年度 利用率 (当該年度に交付された券の利用額÷ 交付額) | 計画 | 35.0% | 35.0% | 35.0% |
| | 実績 | 30.7% | 31.9% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

妊娠と就学前の子供がいる保護者に子育て応援券を交付することで、地域子育て支援サービスを利用しやすくし、子育ての不安感・負担感の解消を図った。利用者からは、子育てに対する負担軽減や不安解消につながったという評価が多くある一方、サービスメニューの拡充などを望む声が寄せられている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 令和6年度にデジタル版子育て応援券の導入を行い、利用者の利便性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る。また、利用状況の分析や区民等の意見聴取を行うなどし、子育てを地域で支え合うという事業目的を達成する仕組みとなるよう、事業の継続的な評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る。 | |

| | | |
|---|------------------|----------|
| 6 | 地域における子育て支援体制の充実 | 地域子育て支援課 |
| | ①子どもセンター | |

(1)事業の概要

地域の子育て支援情報の提供や、様々な子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 計画 | 19,000件 | 19,000件 | 19,000件 |
| | 実績 | 16,339件 | 15,428件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

利用者支援事業（母子型）を担う保健センターや保育部門と連携を図り、子育て支援サービスや保育施設の利用相談・受付、情報提供を行った。また、乳幼児親子や妊婦が集う場に出向き、より身近な場所で情報提供を行う出張型利用者支援事業を行った（実施回数：153回）。保育施設の利用申込みや子育て支援サービス（産前・産後支援ヘルパー・産後ケア）の電子申請の普及などの変化もあり、相談件数は15,428件、保育施設の利用申請等受付件数は3,443件となった。今後も、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業を行う子ども・子育てプラザ（基本型）、保健センター（母子保健型）との連携強化が必要である。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>妊婦や子育て家庭が必要なサービスを利用しながら安心して子育てができるよう、母子保健分野や他の関係機関と連携し、利用者支援事業を行うとともに、妊婦や乳幼児親子が集う、児童館や図書館などのより身近な場所で実施している出張型利用者支援事業については、実施先等の拡充を検討する。また、利用者支援事業を担う子どもセンター（基本型）、子ども・子育てプラザ（基本型）、保健センター（母子保健型）の連携を深め、利用者支援事業の充実を図る。</p> | |

| | | |
|---|------------------|--------|
| 6 | 地域における子育て支援体制の充実 | 児童青少年課 |
| | ②子ども・子育てプラザ | |

(1)事業の概要

乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内 14 か所に整備する取組を計画的に進める。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----|--------------|--------------|--------------|
| ①子ども・子育てプラザ数 ②子ども・子育てプラザ利用者数（乳幼児親子） | 計画 | ①5所②144,000人 | ①6所②191,000人 | ①7所②239,000人 |
| | 実績 | ①5所②169,288人 | ①6所②205,806人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

区内7か所目となる子ども・子育てプラザ下高井戸の開設に向けた準備に取り組んだ。平成28年度に子ども・子育てプラザ和泉を開設してから、令和5年度で区内7地域に1か所ずつの子ども・子育てプラザが整備されることとなり、利用者の方からも高い評価をいただいている。

一方、子ども・子育てプラザの整備を含む児童館再編の取組には区民に様々なご意見があることから、区では、この間の取組を改めて検証し、今後のより良い子どもの居場所の方向性について検討していくこととしている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| 子ども・子育てプラザの整備は、これまでの児童館再編の取組の検証結果を踏まえ、より良い子どもの居場所のあり方を検討し、今後の方針を決定することとしているが、それまでの間においても、引き続き子どもの健やかな成長や子育て力の向上を支援する事業の充実に取り組む。 | |

| | | |
|---|-------------|-----|
| 7 | 保育施設等の整備・充実 | 保育課 |
|---|-------------|-----|

(1)事業の概要

歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所※に入所できる環境を実現する。

※認可保育所…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----|-----------|-----------|---------|
| ①認可保育所整備率 <small>(認可保育所定員数÷就学前児童人口)</small> | 計画 | ①55.3%②0人 | ① — ②0人 | ① — ②0人 |
| | 実績 | ①59.9%②0人 | ①62.6%②0人 | |
| ②保育所入所待機児童数 | | | | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

「希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境」を実現するため、令和5年4月に向けて、認可保育所の新設4所、増築1所を整備し、新たに220人分の保育定員を確保した。これにより、平成30年4月から6年連続で「待機児童ゼロ」を実現するとともに、認可保育所整備率は62.6%（令和3年度比+2.7%）に達し、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現した。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | その他 |
|--|-----|
| <p>令和5年度以降については、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現したことや、保育需要の増加が鈍化している状況を踏まえ、基本的に認可保育所等の新設を行わない。このことから、総合計画・実行計画との整合を図るため、当該事業を廃止する。</p> | |

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 8 | 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 | 保育課 |
| | ①障害児保育の拡充 | |

(1)事業の概要

障害児保育の需要に応えるため、区立保育園の障害児指定園 15 園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受け入れの拡充を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|
| 障害児保育の施設数 | 計画 | 15 園 | 15 園 | 15 園 |
| | 実績 | 15 園 | 15 園 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

障害児保育については、居住する地域にある保育所を希望できるよう拡充を進めている。新たに障害児保育に取り組む施設に対しては、区立保育園園長経験者による巡回訪問や心理専門職による巡回指導を通じて、必要な助言・指導を行った。

医療的ケア児の保育施設の利用については、保育課が調整役となり、保護者・施設と相談しながら受け入れを進めた。また、令和5年4月より医療的ケアの種類を拡充し、喀痰吸引を必要とする医療的ケア児の受け入れを整えた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|--|----|
| <p>障害児認定について、在所児童からの申請が増加傾向にあるため、保育士が専門知識を学べる機会の確保や心理専門職による巡回指導の推進等の支援を行い、区内すべての認可保育所における障害児保育の充実を図る。</p> <p>また、区立障害児指定園 15 園を基盤として、医療的ケア児に対する理解の促進と安心・安全な環境整備を進める。まずは、年齢や医療的ケアの種別を指定することのない受け入れに向け、必要な環境整備を進めていく。</p> | |

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 8 | 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 | 保育課 |
| | ②病児保育 | |

(1)事業の概要

病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 病児保育施設数 | 計画 | 4所 | 4所 | 4所 |
| | 実績 | 4所 | 4所 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

病児保育室4所の運営委託を通じて、病児保育のニーズに応えることができた。現在の設置場所が荻窪、西荻窪地域に集中しているため、今後、地域偏在の解消についても検討する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|--|----|
| <p>杉並区実行計画において令和5年度に新規開設を予定している病児保育室について、運営業務の受託候補者を公募の上、令和6年度中に5所目となる病児保育室の開設を予定している。その後については、地域偏在の解消や感染症流行時期における需要と供給のバランス、子どもの急病時に保護者が休暇等を取得することが難しい世帯への支援の必要性等を踏まえ、新たな病児保育室の設置を検討する。</p> | |

| | | |
|---|-------------|--------|
| 9 | 学童クラブの整備・充実 | 児童青少年課 |
|---|-------------|--------|

(1)事業の概要

小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学校に近接する小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|--------------|--------------|------------|
| ①学童クラブ受入数 | 計画 | ①5,178人②0人 | ①5,432人②0人 | ①6,013人②0人 |
| ②学童クラブ待機児童数 | 実績 | ①5,490人②242人 | ①5,860人②280人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

小学校内や小学校近接地への整備のほか、既存学童クラブの拡張などにより受入枠の拡大を図るとともに、福祉サービス第三者評価の受審や医療的ケア児の受入れなどの取組を進めた。
一方、保育需要の高まりに連動し、学童クラブの需要も増加しており、即時に受入枠を拡大することが難しい地域に集中して多くの待機児童が発生する傾向があるため、全体として待機児童数は増加している。今後も待機児童解消のための量的整備に対応しながら、ニーズの変化にも可能な限り対応できる体制を検討していく必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| 学童クラブの整備は、より良い子どもの居場所のあり方を検討していく中でその方向性を定めることとしているが、学童クラブ需要の増加が見込まれることから、待機児童解消のための量的整備に加え、医療的ケア児の受入体制の整備や福祉サービス第三者評価による質を向上するための取組など、保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図る。 | |

| | | |
|------|-------------------------|---------------------|
| 【再掲】 | 事業 No49 特定不妊治療費の助成(P62) | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
|------|-------------------------|---------------------|

| | | |
|------|-------------------|---------------------|
| 【再掲】 | 事業 No50 不妊相談(P63) | 地域子育て支援課 保健サービス課 |
|------|-------------------|---------------------|

取組項目③ 介護者支援の充実(9事業)

| 指標 | 現状値 (R2) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|-------------------------------------|-------------|-------|-------|--------|
| 今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 (区民意向調査) | 87.9% | 90.0% | 90.0% | 90.0% |

| | | |
|----|--------------|----------|
| 10 | 家族介護者支援事業の充実 | 高齢者在宅支援課 |
|----|--------------|----------|

(1)事業の概要

家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、「ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1」、「徘徊高齢者探索システム事業※2」、「介護用品の支給事業」など、区独自の多様な支援を行う。

※1「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。

※2「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|---------|---------|---------|
| ①ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数 | 計画 | ①1,900人 | ①1,950人 | ①1,950人 |
| | | ②70人 | ②70人 | ②70人 |
| ②徘徊高齢者探索システム事業利用者数 | 実績 | ③4,567人 | ③4,563人 | ③4,563人 |
| ③介護用品の支給事業利用者数 | | ①1,918人 | ①1,982人 | |
| | | ②75人 | ②75人 | |
| | | ③4,717人 | ③4,809人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

各年度の主要な取組実績は、いずれも計画値を上回っており、これらのニーズに予算の範囲内での確な対応を図ることができた。今後も高齢化の進展等に伴い、これらのニーズの増加が見込まれることに加え、令和4年度に実施した高齢者実態調査結果では家族介護者の約65%が女性であることを踏まえ、男女共同参画推進の観点からも、引き続き家族介護者支援の充実を図る必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 今後も在宅介護を支える事業として、サービスを必要としている高齢者等に行き届くよう積極的なPRを行うとともに、在宅介護の実態の変化の分析を図り、内容の充実と的確な支援を行っていく。 | |

| | | |
|----|---------------|---------------|
| 11 | 介護における心の相談【新】 | 在宅医療・生活支援センター |
|----|---------------|---------------|

(1)事業の概要

臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 計画 | 40件 | 40件 | 40件 |
| | 実績 | 39件 | 40件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

介護者の心の相談窓口では、令和4年度に40件の相談を受け付け、臨床心理士が介護者に寄り添ったアドバイスをを行った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 引き続き、臨床心理士による「介護者の心の相談窓口」を通じて、介護者の心の負担軽減を図っていく。 | |

| | | |
|----|--------------|---------------|
| 12 | ダブルケア等の支援【新】 | 在宅医療・生活支援センター |
|----|--------------|---------------|

(1)事業の概要

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートする。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 各相談支援機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数 | 計画 | 250件 | 400件 | 400件 |
| | 実績 | 445件 | 408件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

在宅医療・生活支援センターでは、地域包括支援センター（ケア24）や保健センターなどの相談支援機関から、複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を408件受け付けるとともに、各相談支援機関が参加する支援会議を115回開催し、課題の整理や役割分担の調整を行った。また、相談支援機関の職員を対象とした困難事例に関する研修を2回実施し、職員のスキル向上を図った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 在宅医療・生活支援センターにおいて、引き続き各相談支援機関から複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を受け付けるとともに、支援会議のほか、令和6年度から実施する重層的支援体制整備事業における（仮称）杉並区重層的支援会議を通じて、分野を超えた包括的な支援ができるよう相談支援機関間の調整を行う。 | |

取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進(5事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-------------|-------|-------|--------|
| 区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 53.2% | 65.0% | 76.0% | 87.0% |

| | | |
|----|------------------|----------------------|
| 13 | ワーク・ライフ・バランスセミナー | 男女共同参画担当 産業振興センター |
|----|------------------|----------------------|

(1)事業の概要

中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、男女共に多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促す。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|
| ワーク・ライフ・バランスセミナーの参加者数 | 計画 | 100人 | 50人 | 80人 |
| | 実績 | 11人 | 35人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

東京都、男女共同参画担当及び産業振興センターの共催による講演会を実施し、定員50人に対して52人の申込みがあり、当日35人の参加があった。男性育休に関する内容であったが、セミナー参加者のアンケートでは「大変参考になった」「やや参考になった」が10割を占め大変好評であったほか、令和3年度と比較して参加人数が24人増加するなど、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高めることができた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 引き続き、事業者がワーク・ライフ・バランスに対する認識を高める機会としてとらえてもらえるよう、関係機関などと連携しセミナーを実施する。 | |

| | | |
|----|--------------------|----------------------|
| 14 | 事業所への働き方改革に関する情報提供 | 産業振興センター 男女共同参画担当 |
|----|--------------------|----------------------|

(1)事業の概要

区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行う。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 啓発活動の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

国・東京都が作成したチラシを産業振興センター情報・資料コーナーにおいて配架したほか、異業種交流会で配付するなど、働き方改革や育児・介護休業について情報提供を行った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--------------------------------------|------|
| 引き続き、働き方改革に関する情報提供や育児・介護休業について周知を図る。 | |

| | | |
|----|---------------------|-----------|
| 15 | 子育てを応援する企業・事業者の取組推進 | 子ども家庭部管理課 |
|----|---------------------|-----------|

(1)事業の概要

区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|
| 子育て優良事業者表彰受賞事業者数 | 計画 | 6団体 | — | 6団体 |
| | 実績 | 4団体 | — | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

表彰は隔年実施であり、令和3年度はコロナ禍で地域での子育て支援活動が難しいなか4事業者を表彰した。令和4年度は受賞事業者の取組や国や都の制度などを紹介した冊子を区民や事業者等へ配布し、表彰制度及び子育て支援の取組の周知に努めた。事業者からの問合せもあり、子育て支援に取り組んでいる状況が確認できた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| <p>事業者による子育てしやすい職場環境整備や、国や都に加え区も促進しているワーク・ライフ・バランスの促進を目指して、子育て支援制度等を事業者へ周知し、引き続き隔年で表彰を実施する。</p> | |

| | | |
|----|-------------|-----|
| 16 | 総合評価方式による入札 | 経理課 |
|----|-------------|-----|

(1)事業の概要

区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|-------|-------|-------|
| 総合評価方式による入札 実施件数 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 15件 | 29件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

総合評価方式による入札の実施を通じて、区の「子育て優良事業者表彰」制度や国の次世代育成支援対策法に定める認定制度への周知・意識啓発を推進することができた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|----------------------------|------|
| 今後、加点評価となる項目を拡大する方向で検討を行う。 | |

| | | |
|----|--------------------|----------|
| 17 | 一般事業主行動計画の策定等支援【新】 | 産業振興センター |
|----|--------------------|----------|

(1)事業の概要

法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 啓発活動の実施 | 計画 | — | 実施 | 実施 |
| | 実績 | — | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

一般事業主行動計画の策定を促すため、令和4年度は東京商工会議所との共催により「雇用に関する法改正のポイント解説」のセミナーを実施した。定員30人に対して参加者が3割の10名にとどまったことから、開催する時間帯や周知の方法等を検討していく必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、区内事業所向けのセミナー開催等を通して、雇用環境・労働条件の整備に関する事等について、情報提供を行いながら、一般事業主行動計画の策定及び改定の支援を行う。 | |

取組項目⑤ 就労支援の充実(3事業)

| 指標 | 現状値 (R2) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|------------------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査) | 465 人 | 850 人以上 | 850 人以上 | 850 人以上 |

| | | |
|----|-------------|----------------------|
| 18 | 女性の再就職支援の推進 | 男女共同参画担当 産業振興センター |
|----|-------------|----------------------|

(1)事業の概要

子育てや介護で仕事を離職した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職を支援する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|
| 女性再就職支援セミナーの 参加者数 | 計画 | 50 人 | 50 人 | 100 人 |
| | 実績 | 43 人 | 26 人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

セミナー実施後のアンケートでは、令和3年度・令和4年度ともに96%以上の方が「とても満足」「満足」との回答だった。就活に自信を持つことができた等の前向きな意見もあり、多くの人のライフプランと就活への理解を深めることができた。一方で、求職者に周知が行き届かなかったことなどにより、参加者数が計画を下回った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| より多くの求職者の方に参加いただけるよう、開催日時を工夫することや広報・ホームページ・SNSなどの幅広い媒体を活用した周知について検討する。 | |

| | | |
|----|------|----------|
| 19 | 創業支援 | 産業振興センター |
|----|------|----------|

(1)事業の概要

女性・若者等の創業を希望する人を対象に、起業に係る各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施する。また、起業・創業した方の経験から学ぶワークショップ等を実施し、創業後の順調な発展につながる支援の充実を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| セミナー参加者数 | 計画 | 20人 | 40人 | 40人 |
| | 実績 | 18人 | 34人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度から創業セミナーを1回から2回に拡充したことで、昨年度よりも16人多い34人の参加があり、区内で創業を目指す方への支援を充実させることができた。今後は、創業後のフォローアップに関する支援を検討する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、区内で創業する方への支援となる創業セミナーを実施するとともに、創業後の支援策について検討する。 | |

(1)事業の概要

就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得を目指すひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給することにより、就労自立を支援する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|
| 高等職業訓練促進給付金等支給者数 | 計画 | 17人 | 17人 | 21人 |
| | 実績 | 10人 | 8人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

国の動きに合わせて、拡充した対象資格で給付金を支給するなど、個々の状況に合った支援を行った。実績が計画を下回ったが、これは制度の問い合わせは多いものの、国の事業のため対象講座や資格が定められていること、入学時に入学金等の負担が生じることが原因だと考えている。相談時には、相談者の希望のほか、経歴や生活状況を丁寧に聞き取り、事業の要件に該当するか確認を行っている。要件に該当しない場合にも、ハローワークの職業訓練や給付金制度の紹介を行い、就労意欲の維持を支援している。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| ひとり親またはその子どもが、制度を利用して就業し、その後安定した仕事に就き就労自立を果たせるよう支援する。引き続き積極的な情報提供を行い、制度の周知に取り組む。 | |

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する(7事業)

〈基本的な考え方〉

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進(2事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|---|-------------|-------|-------|--------|
| 区内事業所における女性管理職(課長相当職)に占める女性の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 25.4% | 27.0% | 28.5% | 30.0% |

| | | |
|----|----------------|-----|
| 21 | 区役所における女性活躍の推進 | 人事課 |
|----|----------------|-----|

(1)事業の概要

女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、管理職に占める女性職員の割合を増やす。また、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進める。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|------------------------|------------------------|------------------------|
| 管理職及び係長級に占める女性職員の割合 | 計画 | 管理職：30.0% 係長級：50.0% | 管理職：30.0% 係長級：50.0% | 管理職：30.0% 係長級：50.0% |
| | 実績 | 管理職：21.2% 係長級：43.8% | 管理職：18.4% 係長級：43.8% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

管理職における女性割合の実績は、令和2年度の23.7%から令和4年度の18.4%と少し下降気味だが、係長級に占める女性職員の割合は、令和2年度の42.6%から令和4年度の43.8%と徐々に上昇してきている。今後は、女性管理職の割合を高めていくことが課題と考えている。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|--|----|
| <p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年)」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を策定した。</p> <p>現在の計画は、女性職員のキャリア形成支援対策として、</p> <p>(1) 自律的なキャリア形成の実現に向けた意識を高めるため研修を行う。</p> <p>(2) 管理職選考試験当日の一時保育実施のほか、負担が少ない前倒し・分割の受験方式、II類選考等について周知する。</p> <p>(3) 管理職から所属職員への積極的な昇任勧奨を推進する。</p> <p>などの対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる割合実績の向上に努める。</p> | |

| | | |
|----|----------------|----------|
| 22 | 事業所における女性活躍の推進 | 男女共同参画担当 |
|----|----------------|----------|

(1)事業の概要

職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進するため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 啓発活動の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の推進を目的とした「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」を、東京都と区共催の企業向けセミナー参加者に配布するほか、誰もが手に取れるよう区内施設へ配架した。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>セミナーや区内事業所への調査等、様々な機会をとらえ啓発冊子を配布し、女性が活躍しやすい環境整備に向けた啓発を継続していく。</p> | |

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進(2事業)

| 指標 | 現状値 (R2) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--------------------------------|-------------|-------|-------|--------|
| 区の審議会等における女性委員の登用割合 (担当課調査) | 36.3% | 40.0% | 45.0% | 50.0% |

| | | |
|----|-------------------------|----------|
| 23 | 区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進 | 男女共同参画担当 |
|----|-------------------------|----------|

(1)事業の概要

区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の登用を推進する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|
| 審議会における女性委員の 登用割合 | 計画 | 40.0% | 40.0% | 40.0% |
| | 実績 | 35.4% | 34.1% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

各課宛に審議会への女性の積極的登用を依頼する旨の文書を通知し働きかけを行ったが、実績値は前年度より微減した。女性委員の登用割合が40%に達していない主な理由としては、「団体推薦の委員に男性が多数占めていること」であることから、委員改選時に女性委員を推薦いただけるよう工夫が必要である。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 女性委員割合が40%に達していない審議会等については、委員割合の調査時に次期改選期に向けて考えられる取組の記載を求める等、より多くの女性委員登用に向け各課において検討が進むよう働きかける。 | |

| | | |
|----|--------------|-----|
| 24 | 多様な区民参加手法の推進 | 企画課 |
|----|--------------|-----|

(1)事業の概要

より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度※ | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----|--------|--------|-------|
| 無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップなどに参加した女性の比率 | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | — | 51.35% | |

※「新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、区民懇談会「すぎなみちよこっトーク」の開催を見送った。

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度の基本構想実現のための区民懇談会「すぎなみちよこっトーク」は、性別・年齢等のバランスを考慮して無作為抽出のうえ参加者を募集した。その結果、計2回の参加者延べ74人は、男女がほぼ同数で、20代から80代までの幅広い年齢層で構成された。1回目の参加者の半数以上が2回目にも参加し、アンケートからは、参加者の多くが懇談を有意義に感じているとの結果が得られた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 基本構想の実現に向けて、より多くの区民に事業の進捗を報告しながら、より具体的な方策について様々なアイデアを得るため、引き続き「すぎなみちよこっトーク」等を通じて、多様な区民の区政参加を促進する。 | |

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進(3事業)

| 指標 | 現状値 | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-----|-------|-------|--------|
| 区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合 (担当課調査) | — | 70.0% | 80.0% | 90.0% |

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 25 | 地域防災における男女共同参画の推進 | 防災課 |
|----|-------------------|-----|

(1)事業の概要

災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進める。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合 | 計画 | — | 70.0% | 70.0% |
| | 実績 | — | 49.0% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

指標として設定した「区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合」は、49.0%にとどまった。震災救援所運営連絡会で行ったアンケート調査から、女性の視点に立った備蓄品の充実や震災救援所運営の必要性を改めて把握したため、今後とも女性に配慮した取組を推進する。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 女性の視点を踏まえた備蓄品を拡充することや女性リーダーを増やすための取組を行うほか、震災救援所における男女共同参画の取組について連絡会や訓練等を通じて周知を行っていく。 | |

| | | |
|----|-------------------|-----|
| 26 | 防災会議における男女共同参画の推進 | 防災課 |
|----|-------------------|-----|

(1)事業の概要

防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|----|-------|-------|-------|
| 防災会議における女性委員の登用割合 | 計画 | 14.7% | 15.6% | 30.0% |
| | 実績 | 12.1% | 12.5% | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

自主防災組織から新規委員として女性委員が1名推薦された。しかし、全体の女性委員数は区議会議員の女性委員1名が男性議員へ変わったことにより、前年度と変わらなかった。防災会議委員は各種団体における組織の長が推薦されることが多く、組織長に男性が多いため、女性委員が増えづらい状況である。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 翌年度以降については、防災会議委員委嘱の依頼文に女性委員の推薦を促す文言を追加し、女性委員の参画を促していく。 | |

| | | |
|----|---------------|-----|
| 27 | 女性のための防災講座【新】 | 防災課 |
|----|---------------|-----|

(1)事業の概要

女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 女性向けの防災講座の開催回数 | 計画 | — | 1回 | 1回 |
| | 実績 | — | 1回 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度は、震災救援所運営連絡会のメンバーを対象として、「震災救援所を運営する際に女性の視点を踏まえて配慮すべきこと」について学ぶ講座を開催した。今後は、「女性や要配慮者が安心して避難するために各人が知っておくべきこと」や、「自宅でもできる防災対策」などについて、運営側だけでなく避難される方も対象とした講座を実施する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>会場での集合形式のみの講座開催では、子育て等により家を空けられない事情がある方は参加できないことから、オンラインでの受講も可能となるよう改善を図っていく。</p> | |

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する(7事業)

〈基本的な考え方〉

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発(5事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-------------|-------|-------|--------|
| 社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 8.0% | 30.0% | 35.0% | 40.0% |

| | | |
|----|----------------|----------|
| 28 | 男女平等推進センター啓発講座 | 男女共同参画担当 |
|----|----------------|----------|

(1)事業の概要

男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|-----------|-----------|-----------|
| ①男女平等推進センター啓発講座数 | 計画 | ①5講座②280人 | ①5講座②335人 | ①5講座②415人 |
| ②男女平等推進センター啓発講座延参加者数 | 実績 | ①5講座②137人 | ①5講座②191人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

区民向け啓発講座の実施団体を公募・選定(応募があった10団体のうち5団体を選定)し、ジェンダーを学ぶ講座や男性の家事育児促進に関する講座、女性のための防災講座などを実施した結果、延べ191人の参加があった。令和3年度と比較し、新たに3団体が講座の企画・運営に参加したことにより幅広いテーマの講座が揃い、参加人数は前年度よりも54人増加した。講座参加者のアンケートでは、参加者の9割以上の方が「期待どおりだった」など好評であり、男女共同参画に資する有意義な講座を行うことができた。しかし、啓発講座の延参加者数は、計画に対して6割程度の参加にとどまっており、今後も区民が受講しやすい講座とするため、PRや申込方法等に工夫を図る必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、新規団体が応募しやすく受講者も興味を持てる多様なテーマ・内容を検討するとともに、地域団体等の今後の活動の発展につながるよう講座の準備段階から支援を図る方法を検討する。また、より多くの方にご参加いただけるよう、X(旧Twitter)やLINE、facebook等様々な広報媒体を活用し、区民への周知に努める。 | |

(1)事業の概要

男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸出や資料提供を行う。また、情報・資料コーナーの活用が進むよう、スペースの整理や図書目録の見直し等に取り組む。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| 情報・資料コーナー利用者数 | 計画 | 2,600人 | 2,600人 | 2,600人 |
| | 実績 | 1,567人 | 2,637人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

区民からのリクエストを参考に、男女共同参画関連図書を購入し貸出、新着図書の展示を行った。また、情報・資料コーナーの図書について、日本十進分類法による図書の整理、ブックリストの発行（年6回）による図書紹介等を地域の女性団体との協働により実施した。その結果、令和3年度に比べ情報・資料コーナーの利用者数は1,000人以上増加し、コーナーを活性化させることができた。今後も情報・資料コーナーの周知を行い、更なる利用者の増加を図る。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| <p>区民からのリクエスト等を参考とした男女共同参画関連図書の購入・貸出を継続するとともに、所蔵図書に関するブックリストの発行、男女平等推進センター施設での講演会、読書会等を地域の女性団体との協働により開催し、より利用しやすい情報・資料コーナーとなるよう努める。</p> | |

| | | |
|----|------------|----------|
| 30 | 男女共同参画啓発事業 | 男女共同参画担当 |
|----|------------|----------|

(1)事業の概要

固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう、区役所ロビー展や男女平等推進センター情報誌「ゆう Can」のほか、広報紙やホームページ、SNS 等の様々な媒体を活用し、幅広く意識啓発を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------|----|------------|------------|------------|
| ①情報誌「ゆう Can」発行数 ②パネル展の実施 | 計画 | ①7,000部②実施 | ①7,000部②実施 | ①7,000部②実施 |
| | 実績 | ①7,000部②実施 | ①7,000部②実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

「ゆう Can」では性的マイノリティ理解促進講座の内容を紹介したほか、元夫婦が子育てに関わる「共同養育」について特集記事を掲載した。また、男女共同参画週間に合わせ、区役所ロビーにて啓発パネル展を開催したほか、中央図書館にて関連図書やリーフレットの展示を行った。様々な手段を用いた啓発活動を行い、男女平等推進センターへ来館できない方にもジェンダー平等に関する意識啓発を図ることができた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| <p>引き続き「ゆう Can」ではジェンダー平等に関するさまざまなテーマ・内容を掲載し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに役立つ情報を発信する。</p> <p>また、男女共同参画に関連したパネル展示と合わせて図書の紹介など、身近な問題として関心をもっていたく工夫をしながら啓発を進める。</p> | |

| | | |
|----|----------------|-----------------|
| 31 | 性的少数者に対する理解の促進 | 総務課 男女共同参画担当 |
|----|----------------|-----------------|

(1)事業の概要

関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組む。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 啓発活動の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

男女共同参画週間に合わせ区役所ロビーで行っている啓発パネル展にて、性的マイノリティの基礎知識等が記載されたパネルを展示した。また、性の多様性が尊重される地域社会の実現のため、パートナーシップ制度を含む「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を区民意見提出手続きや説明会を経て、令和5年3月に制定した。それに伴い、4月からの条例施行及びパートナーシップ制度や性的マイノリティ専門相談を開始することについて、チラシの作成・配布を通して周知を行った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| <p>「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、パートナーシップ制度を適切に運用する。また、広報すぎなみを活用した啓発記事の掲載、区民向け講座の開催、(仮称)レインボーガイドブックの作成・配布等を通じ、性的マイノリティに対する理解促進に向けより充実した啓発活動に取り組んでいく。</p> | |

| | | |
|----|-----------------------|-----------------|
| 32 | 地域団体への男女共同参画の意識づくり【新】 | 男女共同参画担当 地域課 |
|----|-----------------------|-----------------|

(1)事業の概要

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|
| 啓発活動の実施 | 計画 | — | 実施 | 実施 |
| | 実績 | — | 実施 | — |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

性別により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるきっかけとなるよう、女性学・社会学を専門とする大学教授を講師として、「ジェンダーってなんだろう？～地域で誰もがいきいき活躍するために～」をテーマとした講座を2回にわたり開催した。地域団体等に講座開催情報を周知し、延べ43名の参加があった。講座終了後のアンケートでは、「ジェンダーについて良い発見があった」「今後の参考となる有意義な時間になった」等好評であった。一方で、参加者の年代の偏り、男性の参加者が少ない等の課題があり、多様な方に参加いただけるようテーマ設定や周知方法等を工夫する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、固定的役割分担やアンコンシャス・バイアスについて等切り口を変えながら、地域団体等に向けた啓発を行い、性別により役割が固定化されることなく地域活動が行われるよう促していく。 | |

取組項目⑩ 学校教育における男女平等教育の啓発(2事業)

| 指標 | 現状値 | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-----|-------|-------|--------|
| 学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合 (区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査) | — | 60.0% | 65.0% | 70.0% |

| | | |
|----|--------------------|----------|
| 33 | 学校における男女平等教育の推進【新】 | 済美教育センター |
|----|--------------------|----------|

(1)事業の概要

学習指導要領に基づき、指導内容の吟味と各教科等における学習内容の充実を図り、児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|
| 学習指導要領に基づいた授業の実施 | 計画 | 全校実施 | 全校実施 | 全校実施 |
| | 実績 | 全校実施 | 全校実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

学習指導要領に基づいた各教科等の内容について、各教科等のそれぞれのねらいを踏まえつつ、男女平等教育推進の視点から見直し、社会科において男女平等教育に関わる内容を取り上げて指導を行った。また、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動の指導においても、男女が互いに違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念に立って指導する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 区立学校において、男女平等に関わる人権課題である「女性」や「性自認・性的指向」については、単に知識として身に付けさせるだけでなく、その実践的態度を育成するよう取り組んだ事例等を、人権教育担当者連絡会、人権啓発資料において、紹介して周知を図る。 | |

| | | |
|----|---------------|----------|
| 34 | 教職員に対する人権教育研修 | 済美教育センター |
|----|---------------|----------|

(1)事業の概要

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 研修参加人数 | 計画 | 295人 | 295人 | 295人 |
| | 実績 | 306人 | 299人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について研究・協議を行うことにより、学校における人権教育の推進を図ることができた。しかし、区立学校において、人権教育全体計画や人権教育年間指導計画は計画を立案されていたが、「普遍的な視点」「個別的な視点」がやや不明確なところが全体の傾向として見られた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>区立学校・子供園の教員を対象に人権教育担当者連絡会を引き続き実施し、東京都教育委員会から毎年配布される「人権教育プログラム（学校教育編）令和5年3月」を活用して、人権課題である「女性」に関わる取組の理解啓発を図り、男女平等参画を進める。各校の人権教育全体計画や人権教育年間指導計画の作成・活用を見直す研修を実施し、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について理解できるよう共通理解を図る。</p> | |

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する(11 事業)

〈基本的な考え方〉

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。

取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供(3事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-------------|-------|-------|--------|
| DV に対する区民の意識 (「大声で怒鳴る」行為を DV と認識している区民の割合) (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 85.1% | 88.0% | 91.0% | 94.0% |

| | | |
|----|-----------------|----------|
| 35 | 配偶者等暴力防止啓発活動の推進 | 男女共同参画担当 |
|----|-----------------|----------|

(1) 事業の概要

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV 防止啓発カードの配布等による啓発活動を行う。

(2) 計画と実績

| 指標 | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------------|----|----------|----------|----------|
| DV 防止啓発カード配布数 | 計画 | 25,000 枚 | 25,000 枚 | 27,000 枚 |
| | 実績 | 27,000 枚 | 27,000 枚 | |

(3) 令和 4 年度の成果と課題・分析

DV カードやリーフレットを改訂し、区立施設や区内医療機関へ配布したほか、区内在住の妊婦を対象に渡している「母と子の保健バッグ」でカード配布や区のお知らせ掲示板を活用したポスター掲示を行った。また、「女性に対する暴力」をなくす運動に伴うパネル展示に合わせて、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをツリーへ飾りつけをする催し物を、協働提案事業の一環として女性団体が企画・実施し、延べ 500 名以上が参加した。これらの啓発活動を通して、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという区民意識を高めることができた。

(4) 令和 5 年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| <p>国の調査によると、配偶者暴力相談支援センターや警察への DV 相談件数は令和 2 年度以降高い水準で推移していることから、引き続き DV カードの配布やパネル展示などを通じて暴力は断じて許さないという社会規範の醸成に向けた啓発活動を進める。</p> | |

| | | |
|----|------------------|----------|
| 36 | 若年層に対する暴力防止教育の推進 | 男女共同参画担当 |
|----|------------------|----------|

(1)事業の概要

交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|------------|------------|------------|
| ①デートDV防止啓発カード 配布数 | 計画 | ①6,000枚②4回 | ①7,000枚②4回 | ①7,000枚②4回 |
| | 実績 | ①9,000枚②3回 | ①9,000枚②2回 | |
| ②デートDV防止出前講座 実施回数 | | | | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

交際相手など親密な関係にある相手からの暴力、いわゆる「デートDV」の防止について、若年層に対する意識啓発を推進するため、区内の中学校2校でデートDV防止出前講座を実施した。またデートDV防止啓発カードについて、区立施設や区内中学、高校、大学、専門学校のほか、成人式で配布した。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>デートDVの加害者・被害者・傍観者にならないよう、身近に起こりうる問題として理解を深めるために、引き続き生徒向けに出前講座を通じてデートDVに関する基礎知識とともに相手を尊重する人間関係の大切さを伝える。また啓発カードの配布場所や方法を工夫し、広く区民に周知を図る。</p> | |

(1)事業の概要

女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るためにできること等を学ぶ講座を開催する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 講座開催回数 | 計画 | — | 1回 | 1回 |
| | 実績 | — | 1回 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

DV、ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮等、女性を狙った犯罪被害を防止するため、被害の傾向や防止のポイント等、具体的な対処方法を学ぶ講座を開催し、14名の参加があった。講座終了後のアンケートでは、参加者全員が「講座の内容が良かった」「参考になった」と回答しており、犯罪被害防止に向けて有意義な講座を行うことができた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 女性への犯罪被害を防止するために、引き続き女性向けの講座を通じ、犯罪被害の傾向や普段から注意できること等の知識の普及啓発とともに、護身術等、実践的な内容を行うことも検討する。 | |

取組項目⑫ 配偶者暴力場度に関わる相談体制の充実(4事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|---|-------------|-------|-------|--------|
| DV 被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 19.5% | 30.0% | 40.0% | 50.0% |

| | | |
|----|-----------|----------|
| 38 | DV 専用ダイヤル | 男女共同参画担当 |
|----|-----------|----------|

(1)事業の概要

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげる。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | 524 件 | 605 件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度 DV 相談は来所 189 件、電話 416 件、合計 605 件で前年度より 81 件の増加となった。男性からの相談は 1 割に満たないが、妻からのモラハラで精神的に追い詰められているケースもあり、男性被害者の相談についても適切な対応ができるようスキルの向上を図る必要がある。身体的 DV に限らず精神的 DV を核とした複合的被害に関する相談が増えていることから、関係機関との連携を強化する。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 身体的 DV だけではなく、精神的 DV に関する相談も増えている。令和6年度施行の改正 DV 防止法から重篤な精神的被害も保護命令の対象に含まれるため、さまざまな DV の被害に対し適切に対応できるよう相談員の研修の充実を図る。 | |

| | | |
|----|-------------------|---------|
| 39 | あらゆる暴力・女性問題に対する相談 | 保健サービス課 |
|----|-------------------|---------|

(1)事業の概要

母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | 331件 | 227件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

保健師の母子保健活動や相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じている。また、必要に応じて関係機関と連携して対応している。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き、母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して適切に対応する。 | |

| | | |
|----|------------|---------|
| 40 | 母子・女性・家庭相談 | 杉並福祉事務所 |
|----|------------|---------|

(1)事業の概要

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、婦人相談員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 計画 | 2,560件 | 2,560件 | 2,560件 |
| | 実績 | 3,023件 | 3,136件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

DVによる緊急一時保護件数は、近年横ばいで推移しているが、被害の内容は殴るけるなどの身体的暴力から、暴言や金銭を渡さないなどの精神的ダメージへと変化してきている。

母子女性及び家庭相談窓口の充実と、その周知により、他の相談窓口を含めた全体の相談件数は増加していくものと予測している。今後も、関係機関との連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>DV被害者、母子・父子世帯など対象者への支援は、関係機関との連携を深め、効果的な支援を行う。また、緊急一時保護事業については、各施設の状況を把握し、適切な活用を図っていく。令和6年4月1日に施行される「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨に鑑み、女性相談支援センターなど法定された関係機関との連携を強固なものとするなど、より迅速かつ効果的な支援を行えるよう計画化を進める。</p> | |

| | | |
|----|-----------|----------|
| 41 | 子どもと家庭の相談 | 子ども家庭支援課 |
|----|-----------|----------|

(1)事業の概要

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前 DV 等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|----------|----------|----------|
| 相談件数 | 計画 | 89,950 件 | 89,540 件 | 81,590 件 |
| | 実績 | 70,379 件 | 80,289 件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」事業では、10月から相談受付時間を1時間延長し午後8時までとすることで、より多くの子どもや子育てに悩む保護者等が相談しやすい環境を整えた。また、2か所目となる地域型子ども家庭支援センターを開設し、身近な地域における要保護児童等に対する相談・支援体制の強化を図った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| <p>子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」で電話や面接による相談を実施し、保護者や子どもの不安・悩み等の解消・軽減を図る。令和5年4月に高井戸地域子ども家庭支援センターを開設することにより、基幹型及び3つの地域型センターの体制が整うことになる。今後は、この体制で児童虐待等に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげていく。</p> | |

取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化(4事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--|-------------|-------|-------|--------|
| DV 被害を誰かに相談した被害者の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 21.4% | 24.0% | 27.0% | 30.0% |

| | | |
|----|------------------|---------------------|
| 42 | 配偶者暴力相談支援センターの運営 | 男女共同参画担当 杉並福祉事務所 |
|----|------------------|---------------------|

(1)事業の概要

配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげる。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていく。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|----|-------|-------|-------|
| 配偶者暴力等支援センター担当者連絡会議開催回数 | 計画 | 3回 | 3回 | 2回 |
| | 実績 | 2回 | 1回 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

配偶者等暴力の被害者に対して連携して適切な対応を行うことができるよう、関係機関等で情報共有・意見交換を行う配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催した。DV防止法見直しに向けた国の動きに関する情報提供のほかに各関係機関からの具体的な議題提案がなかったため、各機関の近況報告を行うにとどまった。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 令和6年度施行の改正 DV 防止法より保護命令制度が拡充されるため、関係機関との円滑な連携を図ることができるよう情報共有を行う。今後の相談事業における課題整理、意見交換の場として、引き続き連絡会議を開催する。 | |

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| 43 | DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 | 区民課 |
| | ①住民基本台帳事務における支援措置 | |

(1)事業の概要

DV及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|-------|-------|-------|
| 支援措置申出件数 (新規・継続) | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | 881件 | 975件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

DV等被害者の現住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。支援措置申出件数は年々増加しており、制度についての認知度が上がっていることがうかがえる。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 引き続き DV 等被害者の住民基本台帳の支援措置制度の周知をするとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことにより、被害者支援を実施する。 | |

| | | |
|----|-----------------------|-------|
| 43 | DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 | 国保年金課 |
| | ②国民健康保険における支援措置 | |

(1)事業の概要

住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお住民登録を変更することができない場合、または支援措置制度を利用している場合であっても加入中の医療保険被保険者証を使用すると居所判明の恐れがあり、医療機関等の受診ができない場合、現在住所地などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|----|-------|-------|-------|
| DVを理由とした国民健康保険の特例加入の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

相談者の様々な事情をよく聞きとり、他の選択肢がないか検討したうえで、必要な方への支援を行えた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|------------------------------|------|
| 引き続き、支援を要する相談者へ寄り添い必要な支援を行う。 | |

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| 43 | DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 | 保育課 |
| | ③保育園入園における支援措置 | |

(1)事業の概要

入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応する。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----|-------|-------|-------|
| 保育園入園における支援措置の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

入園相談・申込受付を丁寧に行うとともに、他の関係機関との連携により、住民登録の有無に依らず、提出困難な書類を求めない取扱いに変更するなど、保育所への早期入所に向けた支援を適切に行った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| DV被害者等が認可保育所への入所を希望する場合、引き続き、丁寧な入園相談・申込受付を行うことにより、保育園の早期入所に向けた支援を行う。 | |

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| 43 | DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置 | 学務課 |
| | ④就学事務・就学援助における支援措置 | |

(1)事業の概要

被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないように、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図る。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進める。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|
| 就学事務・就学援助における支援措置の実施 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

DV被害者の子どもの区立学校への入学、転校等に伴う学齢簿等の取扱について、通常の手続きによらず、転入元、転出先の教育委員会事務局と連携し、適切な対応を図った。また、就学援助の認定においては、ひとり親世帯に準ずることにより、不利益となることがないように適切な対応を心掛けた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| DV被害者の子どもの安全確保、適切な就学援助に向けて、引き続き、子ども家庭支援センター、児童相談所、各区市町村の教育委員会と連携を図り、DV被害者等についての情報共有を行い、DV被害者等の不利益とならないよう、就学事務や就学援助における支援措置を実施していくこととする。 | |

| | | |
|----|-----------------|---------|
| 44 | 母子生活支援施設への入所等支援 | 杉並福祉事務所 |
|----|-----------------|---------|

(1)事業の概要

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援する。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|
| 入所世帯数 | 計画 | 30世帯 | 30世帯 | 30世帯 |
| | 実績 | 22世帯 | 31世帯 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

民営母子生活支援施設には、経済的な困窮を理由とする入居者に加え、DV被害者や児童の養育に困難を抱える方も多く入所している。DV被害者や児童の養育に困難を抱える方からの相談は増加傾向にあり、今後も同事業が必要とされることが予測され、母子女性施策のセーフティネットとして、大切な役割を果たしていくものとする。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>入所者が早期に自立できるよう、施設と連携し、自立支援計画に即した支援を行う。また、母子生活支援施設を効果的に活用できるよう、入所調整を行っていく。「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨に即した、より有効な保護委託のあり方等について調査・研究を行う。</p> | |

| | | |
|----|-------------------|----------|
| 45 | 各種関係機関・庁内関係各課との連携 | 男女共同参画担当 |
|----|-------------------|----------|

(1)事業の概要

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的を開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|----|-------|-------|-------|
| 「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数 | 計画 | 2回 | 2回 | 2回 |
| | 実績 | 2回 | 2回 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センターなどの区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者などが集まり、女性に対する暴力の被害者に対し、適切な対応を連携して行うことができるよう開催した。2回目の会議を書面開催としたため意見交換の場をもつことができなかったが、相談件数やSNSを利用した暴力など近況の情報共有を図った。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 適切なDV等被害者支援の在り方のほか、令和5年度の性犯罪に関する刑法改正を踏まえた性暴力対策について、関係機関の担当者と情報共有し意見交換を行う。 | |

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する(7事業)

〈基本的な考え方〉

妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実(2事業)

| 指標 | 現状値 (R2) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--------------------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| ひとり親家庭の相談件数 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査) | 5,330 件 | 5,000 件 | 5,000 件 | 5,000 件 |

| | | |
|----|------------------|-----------|
| 46 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 子ども家庭部管理課 |
|----|------------------|-----------|

(1)事業の概要

親の就労、就職活動または修学などで日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支える。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数 | 計画 | 40 世帯 | 40 世帯 | 30 世帯 |
| | 実績 | 26 世帯 | 18 世帯 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

各ひとり親家庭の状況に応じ、必要なサービスの提供を行った。新型コロナウイルス感染症防止に伴う在宅勤務の増加等の影響により、利用世帯数が計画を下回った。利用促進を図る必要があることから、周知に努める。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| | |
|------------------------------------|------|
| 事業の方向性 | 現状維持 |
| ひとり親家庭の生活実態に即した運用を行い、事業の利用を促進していく。 | |

| | | |
|----|----------|----------------------|
| 47 | ひとり親家庭相談 | 子ども家庭部管理課 杉並福祉事務所 |
|----|----------|----------------------|

(1)事業の概要

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施します。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|--------|--------|--------|
| 母子・父子自立支援員の相談件数 | 計画 | 3,500件 | 5,000件 | 4,700件 |
| | 実績 | 3,849件 | 4,068件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

計画に対し実績は下回ったが、他の手続きで来庁した場合にも、他に困りごとがないか積極的に声がけした結果、相談件数は令和3年度に比べて219件増加した。相談内容は就労や住宅、養育費関係など、多岐にわたるが、「ひとり親家庭のしおり」を活用しながら相談窓口を紹介するなど、必要に応じて関係機関と連携し支援を行った。

しかし、個別事情に応じて各種給付金等の用意があるものの、制度が複雑なこともあり周知が十分に図られていない状況であるため、今後ひとり親家庭の困りごとに対し、必要な支援の情報を分かりやすく提供できるよう工夫を図る必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| ひとり親の家庭が抱える問題は多岐にわたることがあるので、その都度関係機関と連携し適切な支援につなげる。母子・父子自立支援員等は研鑽を積み対応していく。 | |
| 従来の相談体制に加え、ひとり親家庭へ支援制度を分かりやすく情報提供できるよう、相談体制の強化を研究・検討する。 | |

取組項目⑮ 女性がいいきと暮らせる健康づくり(4事業)

| 指標 | 現状値 (R3) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|--------------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 杉並区女性の 65 歳健康寿命 (東京保健所長会方式) | 86.8 歳 | 87.3 歳 | 87.8 歳 | 88.2 歳 |

| | | |
|----|------------|------------------|
| 48 | 心の健康づくりの推進 | 保健予防課 保健サービス課 |
|----|------------|------------------|

(1)事業の概要

近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延などにより生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施する。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進める。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------------------------|----|-------------------------|--------------------------|------------------------|
| ①心の健康づくりに関する講演会開催回数・参加者数 | 計画 | ①6 回・－ ②4 回・150 人以上 | ①6 回・－ ②4 回・150 人以上 | ①6 回・－ ②4 回・150 人以上 |
| | 実績 | ①4 回・70 人 ②3 回・173 人 | ①6 回・104 人 ②7 回・254 人 | |

※「ゲートキーパー」…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のこと。

(3)令和 4 年度の成果と課題・分析

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で多くの事業が中止となったが、令和 4 年度は予定通り事業を実施し、参加者数も増加した。令和 4 年度は新たに 254 人のゲートキーパーを養成し、目標養成者数を達成できた。感染症の蔓延などによる生活様式の変化により、ストレスを抱える方を早期発見・早期対応していくため、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりとして、精神科医等による精神保健相談や講演会を行い、心の病気を未然に防止する取組を推進した。

(4)令和 5 年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 社会全体のつながりが希薄化する中で、区民の心の健康を保つため心の健康保持に係る啓発活動を推進する。また、相談支援体制を強化し、ストレスを抱える傾向の高い若年層、女性及び働く人等への支援を強化していく。 | |

| | | |
|----|---------------|-------|
| 49 | 特定不妊治療費の助成【新】 | 健康推進課 |
|----|---------------|-------|

(1)事業の概要

高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|--------|--------|--------|
| 助成件数 | 計画 | 900件 | 750件 | 1,141件 |
| | 実績 | 1,021件 | 1,208件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

特定不妊治療の一部を助成することで、子どもを望む夫婦に対し経済的支援を行った。
令和4年4月から体外受精などの基本治療は全てが保険適用となったが、医療保険の適用外である先進医療に係る治療費の経済的負担が大きいことから、その一部を助成する必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 見直し |
|--|-----|
| <p>東京都が令和5年1月より新たに先進医療に係る費用の一部助成を開始し、区においても医療保険の適用外である先進医療に係る治療費自己負担分に対する特定不妊治療費(先進医療)助成事業を令和5年5月より新たに開始する。</p> <p>なお、令和4年4月からの保険適用に伴う従来の制度による特定不妊治療費助成事業についても、令和6年6月を目途に経過措置による申請が終了するまで引き続き実施する。</p> | |

| | | |
|----|---------|-------|
| 50 | 不妊相談【新】 | 健康推進課 |
|----|---------|-------|

(1)事業の概要

妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | 49件 | 93件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

不妊相談がいつでも気軽にできるLINEアプリを活用した結果、延べ93件の相談につながり、これまでの対面式による相談に比べても利用件数は増えている。

不妊治療が保険適用となり、今後も治療を受ける方が増えることも予測されることから、より多くの方に利用していただけるよう周知が必要である。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を維持するとともに、講座の開催や不妊症看護認定看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図る。</p> | |

| | | |
|----|----------------|-------|
| 51 | 子宮頸がん・乳がん検診【新】 | 健康推進課 |
|----|----------------|-------|

(1)事業の概要

女性特有のがんによる死亡率を下げることを目的に、がんの死亡率減少効果が科学的に証明されている、国の指針に基づく子宮頸がん及び乳がん検診を隔年実施（2年に1回）する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| ①子宮頸がん検診受診件数 ②乳がん検診受診件数 | 計画 | ①15,400件 ②14,200件 | ①15,400件 ②14,200件 | ①15,400件 ②14,200件 |
| | 実績 | ①12,826件 ②12,302件 | ①13,151件 ②11,915件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

国の指針に基づく子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施した。令和3年度と比較し、子宮頸がん検診及び乳がん検診は共に受診率が上昇し、コロナ禍前の受診率に戻っている。乳がん検診は、通常の検診に加え、平日の受診が難しい方などを対象に、杉並保健所において、(公財)東京予防医学協会の検診車を活用した検診を土曜日に2回実施し、58人が受診した。なお、現状では、子宮頸がん検診の受診率が低迷しているところであるが、原因の一端は、40歳未満の女性区民への働きかけが不足していたためであると考えられる。今後も更に多くの女性区民に受診をしていただけるように、受診勧奨に工夫を図っていく必要がある。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| <p>がん検診について、区広報、区ホームページへの掲載のほか、検診実施機関へのポスター掲示や区立施設でのリーフレットの配布に加え、フェイスブックなどのSNSを活用した啓発もしていく。また、子宮頸がん検診については、令和5年度から、国民健康保険に加入している30歳代の女性区民へ、本人の申込なしに受診券を郵送する取組を開始する。今後も一層の受診勧奨の強化について検討していく。</p> | |

取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実(1事業)

| 指標 | 現状値 (R2) | R6 目標 | R9 目標 | R12 目標 |
|-----------------------------|-------------|-------|-------|--------|
| 男女平等推進センター一般相談件数 (担当課調査) | 822 件 | 900 件 | 950 件 | 970 件 |

| | | |
|----|----------------|----------|
| 52 | 男女平等推進センター相談事業 | 男女共同参画担当 |
|----|----------------|----------|

(1)事業の概要

家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施する。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|-------|
| 相談件数 (一般相談・法律相談) | 計画 | — | — | — |
| | 実績 | 一般：770 件 法律：70 件 合計：840 件 | 一般：751 件 法律：72 件 合計：823 件 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

家族や人間関係、生き方など悩み全般を「一般相談」で、離婚や養育費等の問題を女性弁護士による「女性のための法律相談」で実施し、さまざまな悩みに寄り添って傾聴し解決へ寄与した。一般相談は前年度より19件減少したが、法律相談はほぼ前年度並みであった。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| <p>つらい気持ちを一人で抱えることのないよう、身近な相談窓口として一般相談や女性のための法律相談を継続する。さらに、一般相談で受けていた性的マイノリティに関する悩みごとについて、令和5年度より専門相談を月1回開始する。それに伴い相談者に寄り添って適切な対応ができるよう専門相談員の確保及び関係機関との連携について充実を図る。</p> | |

(1) 計画の推進に向けて(5事業)

〈基本的な考え方〉

区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

| | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 特定事業主行動計画の推進 | 人事課 |
|---|--------------|-----|

(1) 事業の概要

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図る。

(2) 計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①男性職員の出産支援休暇取得率 | 計画 | ①100.0%②100.0% ③30.0% | ①100.0%②100.0% ③30.0% | ①100.0%②100.0% ③30.0% |
| ②男性職員の育児参加休暇取得率 | 実績 | ①74.4%②76.9% | ①78.1%②78.1% | |
| ③男性職員の育児休業取得率 | | ③41.0% | ③56.3% | |

(3) 令和4年度の成果と課題・分析

①男性職員の出産支援休暇取得率は、令和2年度の71.1%から令和4年度の78.1%
 ②男性職員の育児参加休暇取得率は、令和2年度の71.1%から令和4年度の78.1%
 ③男性職員の育児休業取得率は、令和2年度の33.3%から令和4年度の56.3%（平均取得月数1.88月）
 とすべての休暇、休業の取得率が上昇している。特に男性職員の育児休業取得率の大幅な上昇については、職員本人や組織全体の意識改革を行ってきた効果の表れと考えている。

(4) 令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 拡充 |
|---|----|
| <p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を策定した。</p> <p>現在の計画では、男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進対策として、</p> <p>(1) 男性職員が出産や育児に係る休暇や休業を取得することに対する組織全体の意識変革を行う。</p> <p>(2) 男性職員に対して、出産や育児に係る休暇や休業を取得するよう積極的に働きかける。</p> <p>(3) 長期間、出産や育児に係る休暇や休業を取得する場合には、代替職員を配置する等、職場の負担軽減に努める。</p> <p>などの対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる取得率実績の向上に努める。</p> | |

| | | |
|---|---------------|-----|
| 2 | 在宅勤務型テレワークの推進 | 人事課 |
|---|---------------|-----|

(1)事業の概要

令和3年(2021年)3月からの試行実施結果を踏まえ、同年12月より「在宅勤務型テレワーク」を本格実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|-------|-------|-------|
| 在宅勤務型テレワークの活用 | 計画 | 試行実施 | 実施 | 実施 |
| | 実績 | 試行実施 | 実施 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年度にはテレワーク専用端末を従来の100台から200台に台数を増加した。職員が柔軟で効率的に働くことができる環境整備を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進している。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 令和5年度から私有パソコンによるテレワークの導入を検討しており、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、より柔軟で効率的に働くことができる勤務環境を整備するために、引き続きテレワークを活用する。 | |

| | | |
|---|---------------|-----|
| 3 | ハラスメント防止体制の推進 | 人事課 |
|---|---------------|-----|

(1)事業の概要

各課・各事務所に各種ハラスメントの相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修などを通してハラスメントに関する正しい理解促進を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|----|----------|------------|------------|
| ①ハラスメント防止に関する 研修開催回数 | 計画 | ①1回②200人 | ①2回②1,075人 | ①2回②1,000人 |
| | 実績 | ①1回②301人 | ①2回②927人 | |
| ②ハラスメント防止に関する 研修参加人数 | | | | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

令和4年7月19日から令和4年8月31日までの期間に管理職、係長級職員、統括技能長、技能長を対象とした動画視聴による研修を実施した。また、令和5年3月28日に管理職を対象とした集合研修を実施した。

研修によってハラスメント防止の意識を醸成することに加え、管理監督者が本来行うべき指導を躊躇せず適切に行う意識づけも必要である。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| <p>管理監督者や相談員のハラスメントに対する理解が深まるよう、研修内容の工夫を行うとともに、研修動画を活用し、多くの職員が自席で受講できる研修方法を検討していく。</p> | |

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 4 | 男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進 | 人事課 |
| | ①職員研修の実施 | |

(1)事業の概要

男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施する。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|-------|-------|-------|
| 職員研修参加人数 (新任研修等) | 計画 | 138人 | 160人 | 200人 |
| | 実績 | 241人 | 235人 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

可能な限り新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、新任研修(会計年度任用職員含む)で様々な人権問題の一つとして必要な知識の習得を図った。新任研修では235人が研修を受講した。今後も、新規採用職員数に対し、継続して研修を実施する。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|--|------|
| 地域や職場の課題を男女共同参画と人権尊重の視点で捉え、行動できる職員の育成を目指し、次年度以降も新任研修等で知識の習得を図っていく。 | |

| | | |
|---|---------------------|----------|
| 4 | 男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進 | 男女共同参画担当 |
| | ②男女共同参画 News の発行 | |

(1)事業の概要

「男女共同参画ニュース」を定期的に発行し、職員の意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った施策・事業の企画・立案・実施につなげる。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|----|-------|-------|-------|
| 職員用情報誌「男女共同参画 News」発行回数 | 計画 | 2回 | 2回 | 2回 |
| | 実績 | 1回 | 1回 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

区のすべての施策が男女共同参画の視点を踏まえて実行されるよう、杉並区職員用男女共同参画情報誌「男女共同参画 News」を発行した。「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」の施行及び「杉並区パートナーシップ制度」を開始することの周知記事、性的少数者の困りごと、育児介護休業法の改正などを掲載し、職員に対する情報提供・意識啓発を行った。条例制定、パートナーシップ制度創設事務等により、計画通り発行することができなかつたため、次年度以降は計画通り発行できるよう努める。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 引き続き男女共同参画に関する施策・取組等を職員に周知するため、定期的に「男女共同参画 News」を発行する。区取組の周知のほか、国や他自治体の参考となる取組等を取りあげ、職員の男女共同参画に対する意識の向上を図る。 | |

| | | |
|---|----------------|-----------------|
| 5 | 性的少数者に対する理解の促進 | 総務課 男女共同参画担当 |
|---|----------------|-----------------|

(1)事業の概要

研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図る。

(2)計画と実績

| 指標 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|-----------|-----------|-----------|
| ①職員専門研修参加人数 | 計画 | ①80名②467名 | ①80名②547名 | ①80名②627名 |
| ②職員専門研修累計参加人数 | 実績 | ①47名②342名 | ①76名②418名 | |

(3)令和4年度の成果と課題・分析

性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図るため、職員研修「LGBTQは『いない』のではなく『見えていない』だけ」を2月に開催し、76名の参加があった。講師は行政経験のある性的マイノリティ当事者であり、当事者への対応時の注意点や行政職員として当事者へできること等をこれまでの経験からお話しいただいた。終了後のアンケートでは、9割以上の参加者が「研修内容を今後の職務や日常生活に活かせると思う」と回答しており、性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図ることができた。

(4)令和5年度以降の事業の方向性・改善策

| 事業の方向性 | 現状維持 |
|---|------|
| 引き続き、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解が促進されるよう、性的マイノリティ当事者を講師とする職員研修を継続的に行う。また、より多くの職員が研修を受講できるよう令和4年度の研修を動画に編集しオンラインで公開するとともに、性の多様性条例やパートナーシップ制度を、区のあらゆる窓口で案内できるように研修で周知する。 | |

4 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

第5回男女共同参画推進区民懇談会（令和5年12月20日開催）でいただいた主なご意見とそれに対する区の考え方を掲載しています。

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

計画の推進に向けて

| 主な意見 | 区の考え方 |
|------|-------|
| | |

參考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計（令和4年度実績）

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

取組項目② 安心して妊娠・出産できる環境の整備

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|----------------------|--------|-----|--------|
| 5 訪問育児サポーター利用人数 | 85人 | 5人 | 80人 |
| 5 ファミリー・サポート・センター会員数 | 1,164人 | 78人 | 1,086人 |

取組項目⑤ 就労支援の充実

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|---------------------|------|----|----|
| 20 高等職業訓練促進給付金等支給者数 | 8人 | 0人 | 8人 |

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組項目⑥ 事業所における男女共同参画の推進

| 事業番号・評価指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|-----------------------------|------|------|------|
| 21 管理職の職員数(管理職に占める女性職員の割合)※ | 125人 | 102人 | 23人 |
| 21 係長職の職員数(係長級に占める女性職員の割合)※ | 820人 | 461人 | 359人 |

※暫定再任用職員（フルタイム）、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を含む。

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進

| 事業番号・評価指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|--|--------|--------|------|
| 23 審議会等の委員数(審議会等における女性委員の登用割合) | 2,086人 | 1,374人 | 712人 |
| 24 すぎなみちよこっトーク参加者数 (無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップなどに参加した女性の比率) | 74人 | 36人 | 38人 |

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|--------------------------------|------|-----|-----|
| 26 防災会議の委員数(防災会議における女性委員の登用割合) | 32人 | 28人 | 4人 |
| 27 防災講座参加者数(女性向けの防災講座の開催回数) | 102人 | 56人 | 46人 |

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|-----------------|--------|------|--------|
| 29 情報資料コーナー利用者数 | 2,637人 | 519人 | 2,118人 |

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|------------------|------|------|------|
| 34 教職員に対する人権教育研修 | 299人 | 113人 | 186人 |

取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|-----------------------|------|-----|------|
| 38 配偶者等からの暴力についての相談件数 | 605件 | 45件 | 560件 |

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|---------------------------|---------|-------|---------|
| 46 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯数 | 18 世帯 | 2 世帯 | 16 世帯 |
| 47 母子・父子自立支援員の相談件数 | 4,068 件 | 132 件 | 3,936 件 |

取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|-------------------|-------|------|-------|
| 52 男女平等推進センター相談件数 | 823 件 | 37 件 | 786 件 |

計画の推進に向けて

| 事業番号・指標 | R4実績 | 男性 | 女性 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 3 ハラスメント防止に関する研修参加人数 | 927 人 | 543 人 | 384 人 |
| 4 職員研修参加人数(新任研修等) | 235 人 | 84 人 | 151 人 |

(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況（令和5年度分）

1 議会

（令和5年4月25日現在）

| | 総議員数(※1) | 女性議員数 | 女性議員の割合 |
|-------|----------|-------|---------|
| 区議会議員 | 48 | 24 | 50.0% |

（※1）総議員数には、性別非公表1名を含む

2 審議会等（※2）

（令和5年4月1日現在）

| | 委員会数 | 全委員数 | 女性委員数 | 女性委員の割合 |
|------|------|-------|-------|---------|
| 附属機関 | 45 | 732 | 247 | 33.7% |
| 懇談会等 | 40 | 1,375 | 520 | 37.8% |
| 合計 | 85 | 2,107 | 767 | 36.4% |

（※2）令和4年度実績（事業No.23）は、令和4年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる

3 職員（特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む）（※3）

（）内は暫定再任用職員（フルタイム）、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を除いた内数。（令和5年4月1日現在）

| | | 事務系 | 福祉系 | 技術系 | 技能系 | 合計 |
|-----|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 管理職 | 全体 | 98 (57) | 1 (1) | 25 (21) | 0 (0) | 124 (79) |
| | 女性 | 20 (9) | 0 (0) | 5 (5) | 0 (0) | 25 (14) |
| | 女性の割合 | 20.4% (15.8%) | 0% (0%) | 20.0% (23.8%) | 0% (0%) | 20.2% (17.7%) |
| 係長職 | 全体 | 502 (422) | 168 (155) | 165 (140) | 50 (44) | 885 (761) |
| | 女性 | 204 (179) | 128 (119) | 71 (64) | 5 (4) | 408 (366) |
| | 女性の割合 | 40.6% (42.4%) | 76.2% (76.8%) | 43.0% (45.7%) | 10.0% (9.1%) | 46.1% (48.1%) |
| 一般職 | 全体 | 1,159 (1,043) | 859 (844) | 297 (289) | 228 (197) | 2,543 (2,373) |
| | 女性 | 660 (569) | 755 (742) | 163 (161) | 48 (32) | 1,626 (1,504) |
| | 女性の割合 | 56.9% (54.6%) | 87.9% (87.9%) | 54.9% (55.7%) | 21.1% (16.2%) | 63.9% (63.4%) |
| 合計 | 全体 | 1759 (1,522) | 1,028 (1,000) | 487 (450) | 278 (241) | 3,552 (3,213) |
| | 女性 | 884 (757) | 883 (861) | 239 (230) | 53 (36) | 2,059 (1,884) |
| | 女性の割合 | 50.3% (49.7%) | 85.9% (86.1%) | 49.1% (51.1%) | 19.1% (14.9%) | 58.0% (58.6%) |

（※3）令和4年度実績（事業No.21）は、令和4年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる。